

◆岩手県環境保全条例 騒音発生施設一覧  
 (県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例)

No.	施設名	規模	
1	金属加工用の旋盤 (ベルト駆動式)	すべてのもの	
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満であること	
3	コンクリート製品製造用のコン クリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満であること	
4	木材加工機械	(1) チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット未満であること
		(2) 製材用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること
		(3) 木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が1.5キロワット以上2.25キロワット未満であること
		(4) かな盤	原動機の定格出力が1.5キロワット以上2.25キロワット未満であること
5	冷凍機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること	
6	冷却塔	原動機の定格出力が0.75キロワット以上であること	
7	バーナー	燃料の消費性能が1時間当たり50リットル以上であること	